

広情個審第42号  
令和6年9月30日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 田邊 誠

保有個人情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年6月27日付け広人入第105号で諮問のあったこのことについては、  
別添のとおり答申します。

（諮問第104号事案）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

令和6年6月27日付け広人人第105号の諮問事案（諮問第104号事案）

令和5年12月12日付けの保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が令和6年1月25日付け広島市指令人人第4号で行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年3月4日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関は、本件部分開示決定により部分開示した4(3)の対象公文書について、「4 審査会の判断理由」で示したとおり、その一部を開示すべきである。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定において不開示とされた申出人の主張の部分を開示することを求める。

### (2) 審査請求の理由

ア 申出人の住所や氏名ではなく、申出内容の開示を求めている。何を言ったかだけでは個人は特定できないにもかかわらず、個人情報を理由に開示を拒むのは、明らかにおかしい。個人が特定できないのだから個人の権利利益を害するとも思えない。

イ 「事務の遂行上当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とのことであるが、10年前の事件で聴取も終わっており、開示することによって事務の支障があるとは思えない。

ウ 不開示部分には、「手すりのある便器を使うのはおかしい、謝罪せよ。」ということが述べられており、これは人事課の「相手が誤解したので誤解させた事を謝罪せよ」との主張がくずれるため、人事課にとって都合が悪いことであることから不開示にしたのではないかと推測している。人事課の立場が悪くなるので開示しないというのは公益に反する行為である。

## 3 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示請求者以外の個人の氏名等及び開示請求者以外の個人の主張等に関する部分は、開示請求者

以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等の記述により特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものとして個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）第78条第1項第2号に該当するため不開示としたものである。

- (2) 開示請求者に対する文書作成者の評価及び見解並びに開示請求者以外の個人の主張等に関する部分は、開示することにより、ハラスメント相談に対応する事務において、今後、所管課から正確な情報収集を行うことが困難になるなど、事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして法第78条第1項第7号に該当するため不開示としたものである。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

##### (1) 法第78条第1項第2号の規定について

法第78条第1項第2号柱書は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

- イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

##### (2) 法第78条第1項第7号の規定について

法第78条第1項第7号は、不開示情報として、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより（中略）その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

##### (3) 本件部分開示決定に係る審査請求の対象となる保有個人情報について

請求人は、2(1)の審査請求の趣旨のとおり、申出人の主張の部分の開示についてのみ述べている。

したがって、本件開示請求に係る公文書として実施機関が特定した「男子トイレの使用に関する申出について（平成26年3月17日付け中区市民部保険年金課作成）」（以下「本件文書」という。）

の「6 経緯」の項の申出人の主張に関する部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示事由該当性について、以下、検討する。

(4) 本件不開示部分の不開示事由該当性について

ア 請求人は、本件不開示部分を開示しても、個人を特定することはできないことから、個人の権利利益を害することはないとして開示すべきと主張する。

また、当該ハラスメント相談の対応は10年前の事件で聴取も終わっていることから、本件不開示部分を開示することにより、事務の適正な遂行に支障があるとは思えないとも主張する。

イ 実施機関は、請求人の上記主張に対し、本件不開示部分は開示すると、今後、ハラスメント相談の対応において所管課から正確な情報収集を行うことが困難になるなど、当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして法第78条第1項第7号に該当するため不開示としたと主張する。

ウ 当審査会が見分した内容及び実施機関に確認した内容によれば、本件文書は、人事課がハラスメント相談に対応するために、中区市民部保険年金課から取得した文書であり、男子トイレの使用に関し市民からあった苦情について、中区市民部保険年金課が当該苦情の経緯や対応状況等について記録しているものである。そして、本件不開示部分には、最後の1行を除き、苦情を申し立てた市民のその時の感情に基づく主張や見解が記載されている。

エ これらの個人の内面に係る主張や見解は、通常、本人の同意なしに第三者に流通させることが適切ではない情報であり、当該市民が当該情報を開示することに同意していると認められる事実も確認できないことから、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、法第78条第1項第2号の不開示理由が認められる。これに対し最後の1行の記載については、開示しても個人の権利利益を害するおそれがあるものではないことから、法第78条第1項第2号の不開示理由は認められない。

オ また、一般に、本件文書のような苦情を申し立てた者の内面に係る主張や見解を本人の同意なく開示すると、苦情を申し立てた者から文書を作成した所管課に新たな苦情等が寄せられることは否めず、当該記載部分を開示すると、今後のハラスメント相談の対応において所管課が情報提供を行うことに消極的となり人事課が必要な情報を円滑に受けられなくなることから、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、法第78条第1項第7号の不開示理由も認められる。

カ 以上のことから、本件不開示部分の最後の1行の記載を除く部分を不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、本件不開示部分の最後の1行の記載を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、当該部分は開示すべきである。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 6 . 2 8	広人人第105号の諮問を受理（諮問第104号で受理）
R 6 . 8 . 2 3 (第1回審査会)	第2部会で審議
R 6 . 9 . 1 8 (第2回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
伊 藤 誠 治	(株)中国放送報道制作局長
栗 原 理	広島消費者協会会長
日 山 恵 美 (部会長)	広島大学大学院教授
宮 畑 加奈子	広島経済大学教授